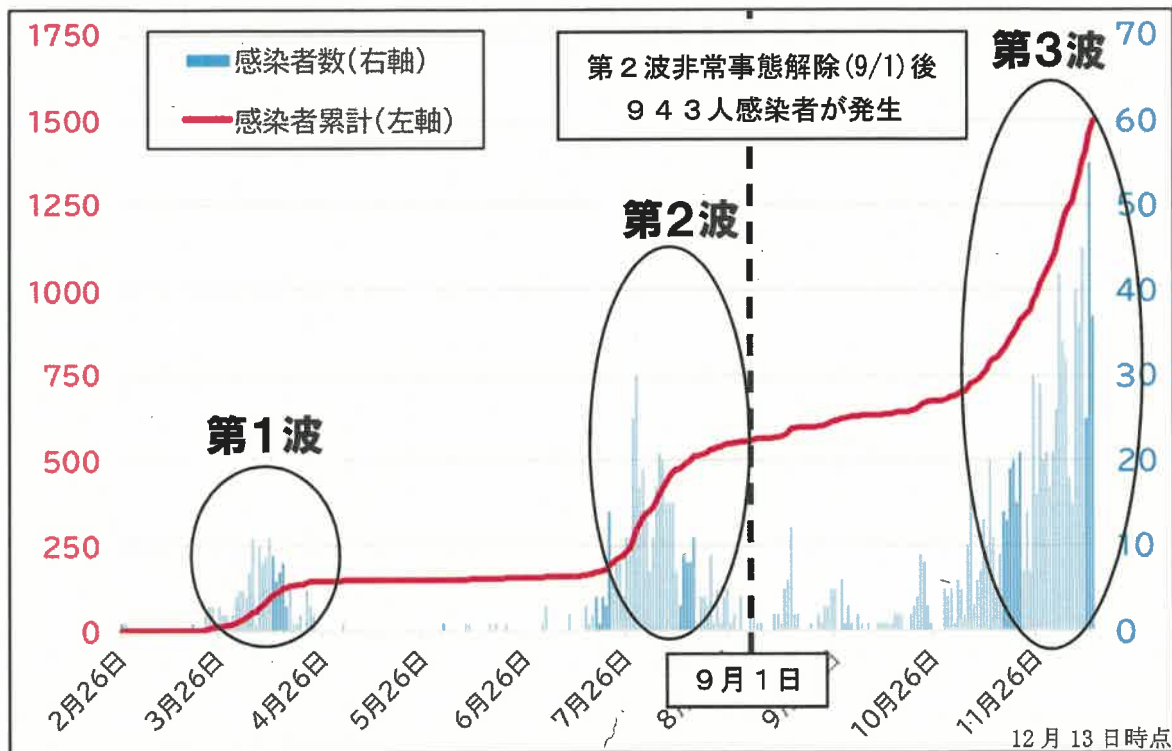


新型コロナウイルス感染症 第3波 「年末年始」集中 緊急対策

令和2年12月14日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

現状分析

県内では経験したことのない感染拡大に直面



- 1日55人の最多感染者を確認 (12/12)
 - ・感染者数累計は1,498人、濃厚接触の疑いを含む約5万件の検査を実施
- 累計53のクラスターのうち、11月以降に29が発生
 - ・このうち、飲食店関連クラスターは11発生、院内感染クラスターも発生
- 入院患者数は242人、第2波ピークの1.8倍
 - ・第2波ピークは134人(8/10)、現在の病床等利用率は28%

【県内の感染拡大の特徴】

- (1) 「**県外由来**」が4割、うち7割が**愛知県由来**
- (2) 「**飲食**」を介しての感染が全体の**4分の1**
- (3) 「**外国人県民**」の感染が全体の**14%** (人口割合3%)
- (4) 「**福祉施設**」内感染が**立て続けに5件発生**

今、感染を止めないと、医療体制ひっ迫の危機

○ 本県の状況は、ちょうど1か月前の愛知県を超える状況

- ・愛知県では、11月13日の患者発生数は1日113人。
- ・この113人を本県人口規模に換算すると1日30人程度。

○ 確保病床は最大値。これ以上の拡大強化は極めて困難

- ・現在、本県の病床は最大625床、宿泊療養施設は466床。
 - 病床拡大は医師や看護師など人材の確保が不可欠。
 - 現時点で、追加で医療人材を確保することは極めて困難。

○ 連日100人規模の患者発生で病床ひっ迫

- ・以下の様な事態が県内でも起こりうる可能性が。
 - 医師が「要入院」と判断しても入院させる病床がない。
 - 同居家族への感染を避けるための宿泊療養施設がない。
 - 救急対応の制限や外来診療の休止など、一般診療に影響が生じる。
特に、心疾患や脳血管疾患など、重篤な疾病に対し緊急な対応に遅れが生じる。



県民の皆さんの命を守り、医療崩壊を防ぐためにも、患者発生をこれ以上増やさないための取組が必要です。

※ 「受診・相談センター」は24時間体制で相談できる体制を年末年始も維持（休日夜間連絡先：058-272-8860）

高感染リスクが多い年末年始の集中対策

1 県民の「行動」対策 [12/15(火)~1/12(火)]

(1) 県をまたぐ不要不急の往来、特に愛知県との往来を自粛

- 県をまたぐ「旅行」の自粛、「帰省」についても自制
- 特に、「忘年会」「クリスマス」「初詣」「新年会」「成人式の2次会」等の年末年始の高感染リスクの場合は徹底回避。

※神社関係者、県内大学等高等教育機関との意見交換会を実施

(2) 飲食に関する対策

- 「酒類の提供を行う飲食店」への営業時間の短縮を特措法に基づき要請

【概要】（詳細は別紙1参照）

【対象業種】 酒類の提供を行う飲食店

※食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている
店舗のうち酒類の提供を行う店舗

【要請内容】 時短要請 [夜9時以降~朝5時までの休業を要請]

【要請期間】 令和2年12月19日(土) 21:00 ~

令和3年 1月12日(火) 5:00 [25日間]

【対象エリア】 岐阜市、大垣市、中津川市、羽島市、各務原市、瑞穂市

【協力金】 50万円 (25日間実施した場合のみ支給)

- 「家族以外の大人数（5人以上）での飲食」、午後9時以降の「酒類を伴う飲食」、「接待を伴う飲食店利用」の自粛要請（飲食は、普段から一緒にいる人と少人数で）
- 「Go To Eat 食事券」の新規発行の停止

※ 記者会見後に、制度変更しております。

制度内容については、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)」のページでご確認下さい。

2 「対象」を絞った対策

(1) 外国人県民の感染防止対策

- **外国人も受けやすい検査**
 - ・専修学校等に「プライマリ・ケア・ドクター（かかりつけ医）」設置
 - ・県在住外国人相談センターに「COVID-19 外国語相談センター」設置
- **技能実習生への情報提供の徹底**
 - ・監理団体（県内124団体）の連絡会議を設置し、技能実習生に係る感染防止対策を徹底
- **失業した外国人のための職業訓練の実施**
 - ・特に「介護職」をターゲットに、現場で必要な日本語訓練を行った上で技術を習得
- **動画を活用した情報提供**
 - ・外国人県民の視覚に訴える感染防止対策の説明動画の作成（5言語に対応）
- **新しいスタイルの年末年始を推奨**
 - ・クリスマス、ニュー・イヤーは、家族と家で、仲間とオンラインで

(2) 福祉施設内感染対策

- **施設への個別指導の強化**
 - ・県による「抜き打ち点検」の実施
 - ・重点項目（職員対策、施設内拡大防止対策）の取組状況を一斉確認
- **施設職員（特に若手職員）への感染対策の徹底**
 - ・最近の感染・クラスター発生要因をわかり易く説明・周知
 - ・県配信動画による施設内研修の徹底
- **通所サービスへの対策強化**
 - ・通所サービス用の「チェックリスト」を見直し、感染防止対策を再徹底
 - ・特に、施設利用者の利用時における体調チェックを徹底
- **「ぎふコロナガード」（感染対策担当者）の活用強化**
 - ・福祉施設での「ぎふコロナガード」の設置徹底、チェックリストに応じた感染対策の実施を再徹底

※ 記者会見後に制度変更しております。

制度内容については、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止
協力金（第2弾）」のページをご確認ください。

別紙1

年末年始における営業時間短縮要請の概要

1 要請内容

■ 営業時間の短縮要請

- ・ 午後9時から午前5時までの休業を要請
(特措法第24条9項に基づく要請)

2 要請期間

■ 飲酒を伴う会食の機会が増える年末年始

- ・ 令和2年12月19日(土) 午後9時～
令和3年 1月12日(火) 午前5時 (25日間)

3 対象業種

■ 酒類の提供を行う飲食店(酒類の提供を行う、カラオケ店やライブハウス等を含む)

- ・ 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗
※ テイクアウトやデリバリー、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外

4 対象地域

- 岐阜市全域、大垣市全域、中津川市全域、羽島市全域、
各務原市全域、瑞穂市全域

5 協力金

■ 1店舗ごとに50万円を支給

- ・ 要請を行う全期間(25日間)、営業時間の短縮を実施した店舗